

令和 7 事業年度

監 査 報 告

年金積立金管理運用独立行政法人

監 査 報 告

2026年6月22日

年金積立金管理運用独立行政法人

理 事 長 内 田 和 人 殿

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員会

監査委員 板 場 建

監査委員 尾 崎 道 明

監査委員 中 村 友 理 香

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「管理運用法人法」という。）第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第19条第4項及び通則法第38条第2項並びに監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程第26条の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（すべての勘定に係る勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、勘定別利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書からなる勘定別財務諸表並びに法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書からなる法人単位財務諸表）及び決算報告書について監査を実施したところ、その方法及び結果は下記のとおりです。

記

第1 監査の方法

監査委員会は、監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程に基づき、経営委員会、理事長、理事、監査室、企画部その他職員（以下「役員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、経営委

員会に委員として出席すること、理事長以下の執行部門が主催する経営企画会議・投資委員会その他重要な会議及び委員会に陪席し必要に応じて質疑を行うこと等によって、役員等の職務の執行状況等を把握したほか、役員等から投資原則及び行動規範の遵守状況や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査しました。また、役員の職務の執行が通則法、管理運用法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他管理運用法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書（会計に関する部分）を検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

第2 監査の結果

- 1 管理運用法人の業務は、法令等に従って概ね適正に実施され、中期目標及び中期計画の達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。一方で、下記2のとおり、労務管理及びコンプライアンスに関し法令等違反の事象も発生していますので、更なる内部統制の改善が必要です。執行部は改善策を策定しましたが、その実効性の監視を行います。

なお、補足事項は次のとおりです。

当年度は、第5期中期計画の初年度であり、継続的な法人業務に加え中期目標達成のため当法人が取り組むべき具体的な事項を整理し、行動を開始した1年でした。

経営委員会（基本ポートフォリオ検証等PTを含む）は法人の重要事項について執行部と議論を重ね、牽制機能を果たしつつ適切に運営されたと思料します。

また、執行部は過年度より進めてきた企画機能の強化もあり、組織全体として取り組むべき優先事項が明確化され、共有化が図られたと思料します。今後各重要施策が着実に実行されることを期待するとともに監視を行います。

運用の多様化・高度化については、運用フロントの組織強化とともに進展していると思料します。約300兆円の資産規模となり、市場へのインパクトを

避けつつ基本ポートフォリオに忠実な運用を維持することは容易ではありませんが、分析能力、執行能力を高め、着実に運用ノウハウを蓄積することにより中期目標の達成を期待します。一方で、運用の多様化・高度化により取引を行う先物種類や委託運用機関数が増加し、バックオフィスの業務負担も増大しています。管理の頑健性と健全な牽制機能の確保を継続するためにリソースの強化と一層の業務効率化を推進することを期待するとともに監視を行います。

スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S Gを考慮した投資については、従来の取組みに加え、インパクト投資に関する調査研究を実施するなどの取組みを着実に進めていると思料します。

過去3年にわたり取り組んできた情報システム基盤を刷新するプロジェクトが大きな障害等もなく計画通りに稼働を開始したことを評価します。一方で、当該プロジェクトは利便性と生産性の向上を目的としていることから役職員が十分に利活用し、生産性の向上が達成できているかを継続的に監視します。

女性活躍推進については、全所属長を対象に女性活躍推進研修などを行い、組織全体への浸透を着実に図っていると評価します。しかし一方で、現時点では女性管理職比率は目標には到達していないことから、一層の分析と施策を進め法人一体となって継続的に取り組むことを期待します。

運用の多様化・高度化を推進するための職員採用は、部署毎のばらつきは残るものの、概ね順調に進んでいると思料します。昨年度の監査報告で人材管理の強化を指摘しました。当年度、人事部を新設し人材管理の強化を一層明確化したことは評価します。人材管理は内部統制とも深く関連していることから今後策定・実行されていく様々な人材管理、採用、評価及び育成に関する様々な取組みとその実効性について継続的に監視します。

- 2 内部統制システムについては、強化に関する取組みが進展していることを認めます。一方で下記（１）（２）の事象が発生していることから、内部統制の更なる改善が必要です。

- （１） 職員の労務管理が不十分であり、労働時間が法令に抵触する事象が発覚しました。執行部は速やかに実態の調査、当局への相談、法律事務所への意見徴求等を行うとともに再発防止策の策定と実施を行いました。その改善策が適切に機能しているか今後監視を行います。一方で、海外時間での業務の発生や柔軟な働き方の推進等がある環境下、法令を遵守しつつ実効性の高い勤務管理や勤務制度の検討を行うことを期待します。

- (2) 海外出張関連において、個人的な利益享受は認められなかったものの、倫理規程に抵触する事象が内部通報により発覚しました。執行部は速やかに調査を行い、再発防止策も実施しましたが、当該事象については法人の倫理規程の理解が職員に十分浸透していなかったことを示すものであり、法人として重く受け止めるべき事象です。法人の行動規範には「法令等の遵守と高い職業倫理の保持」が定められており、国民の疑惑や不信を招く行為は避けなければなりません。再発防止策の継続的な実施とその実効性について監視を行います。

なお、その他補足事項は次のとおりです。

運用の多様化・高度化が進む中、内部統制機能の一層の強化が必要であることは過年度の監査報告においても指摘しました。当年度は第3線である監査室の強化が進み、内部監査活動に大きな前進があったと思料します。また、新設されたコンプライアンス室も研修等の活動量を増やしており、今後法人内へのコンプライアンス・カルチャーの一層の浸透を行うことを期待します。一方で、運用の多様化・高度化が推進される中、第2線のリスク管理は採用や異動により人材強化を行うものの、運用フロントの業務拡大もあり未だリソース不足の兆候が観察されます。増員、人員配置、業務効率化を含め、一層の機能強化のための組織的な取り組みが必要であると思料します。

- 3 役員の職務の遂行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実については認められませんでした。
- 4 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示していると認めます。
- 6 独立行政法人に求められた事務・事業の見直し、資産・運営等の見直しについて法人の講ずべき措置は、着実に推進されていると認めます。

以上